

X線発生装置の利用に関する誓約書

令和 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

所 属 _____

氏 名 _____

(署名または記名押印)

電気通信大学の研究設備の機器利用に際し、X線発生装置の利用において利用者（設備利用申請書に記載の利用者をいう。）は、以下に確認する遵守事項に虚偽がないこと、及び、自身の所属機関の定める規則、電気通信大学の定める規程、労働安全衛生法等の関連する法令等を遵守し、事故・災害の発生防止に努めることを誓約します。

(X線発生装置の利用にあたっての遵守事項の確認)

同意の上、該当項目の口にチェックを入れてください

所属機関の定める X線取り扱いに関する教育訓練を受講します。所属機関で教育訓練の実施がない場合は、電気通信大学の定める X線取り扱いに関する教育訓練を受講します。

1. 教育訓練を受講した機関(以下のいずれかにチェックしてください) :

所属機関 電気通信大学 電気通信大学での受講を希望

2. (1で所属機関、電気通信大学を選択した場合)直近の教育訓練の受講 :

____年 ____月

※電気通信大学での教育訓練を受講する場合は、教育訓練の受講完了後に機器利用が可能になります。

所属機関にて、放射線業務従事者として労働安全衛生法及び電離放射線障害防止規則に定められた健康診断の受診及び保健指導、被ばく線量測定を行います。

1. 直近の健康診断の受診日 : ____年 ____月

2. 1の健康診断の診断結果(いずれかにチェックしてください) :

異常なし 異常あり

※異常ありの場合は、所属機関の放射線取扱主任者若しくは産業医又は学校医が発行する放射線業務従事を認める書類を添付してください。

※電子顕微鏡を使用する場合は X線漏洩のリスクがほぼない装置であるため、法に定められた健康診断や線量管理は必須ではないためチェック・記載不要です。

- X線発生装置の機器利用時はX γ 線用TLD線量計を携帯し従事します。
 - 線量計の持参(いずれかに□チェックしてください):
 - 所属機関管理 □電気通信大学の線量計を借用
 - ※電気通信大学の線量計を利用した際は、電気通信大学より機器利用時の線量測定結果を報告しますので、所属機関にて責任をもって線量管理を行ってください。
 - ※電子顕微鏡を使用する場合はX線漏洩のリスクがほぼない装置であるため、法に定められた健康診断や線量管理は必須ではないためチェック・記載不要です。

- (学部学生、大学院生の場合) 利用者本人の保険及び対物保険に加入しています。
 - ※財団法人日本国際教育支援協会「学生教育研究災害損害保険」および「学研災付帯賠償責任保険」または同等以上の保険への加入が必要です。

(X線発生装置の利用にあたって遵守すべき電気通信大学の定める規程等)

1. 利用者は、電気通信大学エックス線障害防止管理規程 (<https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2021B047.pdf>)に記載の内容を理解し、同規程のエックス線業務に従事する場合の遵守事項について従うものとする。
2. 利用者における放射線障害の発生を防止するための責任は、利用者の所属機関が負うものとする。また、利用者が被ばくし治療を必要とする場合、治療は利用者の所属機関の責任において行うものとする。